

対象審査	令和5年度定期監査（上期）
実施日	令和5年5月12日～6月14日
担当部署（内線）	市民活動部生涯学習課（2349） 丹生川支所地域振興課（3111） 荘川支所地域振興課（3311）

対象審査	令和5年度定期監査（上期）
実施日	令和5年5月12日～6月14日

審査の結果	対応状況等																					
	報告日現在の状況	措置済																				
	概要等																					
<p>○公民館使用許可申請について</p> <p>支所に併設した公民館の使用許可申請の手続きについて、使用許可申請書等の諸帳票を確認したところ、以下の支所において不適切な処理が見受けられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支所名</th> <th>公民館名</th> <th>申請日</th> <th>許可日</th> <th>調定日</th> <th>納付日</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹生川支所</td> <td>丹生川公民館</td> <td>5/9(月)</td> <td>5/9(月)</td> <td>6/1(水)</td> <td>6/27(月)</td> <td>5/11(水)</td> </tr> <tr> <td>荘川支所</td> <td>荘川公民館</td> <td>1/30(月)</td> <td>1/30(月)</td> <td>1/30(月)</td> <td>2/1(水)</td> <td>3/21(火)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①申請期間について 高山市公民館使用に関する規則（以下、「規則」という。）第5条第2項において、使用許可申請書を提出する期間は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の3日前までと規定している。 丹生川公民館では、規則で定める期間より後に、荘川公民館では、その期間より前に使用許可申請書を受け付けていた。 規則に基づいた事務処理に努められたい。</p> <p>②調定日及び納付日について 調定については、地方自治法第231条（歳入の収入の方法）、地方自治法施行令第154条（歳入の調定及び納入の通知）及び高山市会計規則第17条（調定の通知）で規定している。 歳入の調定とは、歳入の内容等を調査し、収入金額を決定する内部的意思決定行為である。 規則第7条の2において、公民館の使用の許可を受けたものは、使用許可書の交付を受けた日に使用料を納付するものと規定している。 丹生川公民館では、公民館の使用後に調定の通知が行われていたが、許可書を交付した日に調定すべきである。 また、丹生川公民館及び荘川公民館では、使用料の納付日が許可日から遅延した日となっていた。 さらに、使用者に交付する納入通知書兼領収済通知書の納期限が、調定日から20日後の期日となっていた。 規則に基づいた事務処理に努められたい。</p> <p>なお、市民の自主的かつ自発的な生涯学習及び社会教育活動等の場として広く活用されるためにも、実態に合った規則となるよう併せて検討されたい。</p>	支所名	公民館名	申請日	許可日	調定日	納付日	使用日	丹生川支所	丹生川公民館	5/9(月)	5/9(月)	6/1(水)	6/27(月)	5/11(水)	荘川支所	荘川公民館	1/30(月)	1/30(月)	1/30(月)	2/1(水)	3/21(火)	<p>①申請期間について 高山市公民館使用に関する規則（以下、「規則」という。）を今一度確認し、適切な事務処理に努めます。 また、規則において、使用許可申請書を提出する期間は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の3日前までと規定していることについて、利用者の利便性の向上や施設の有効活用を図る観点から、使用しようとする日まで申請書が提出できるなど、規則の一部改正を行い、7月1日以降の取り扱いを見直しました。</p> <p>②調定日及び納付日について 関係法令及び規則に基づき、適切な事務処理に努めます。 また、規則において、使用料の納入を許可を受けた日に限定している規定については、振り込みなど多様な納入形態に対応できるよう、使用料は使用許可書の交付を受けた後、使用しようとする日以前に納入するなど、規則の一部改正を行い、7月1日以降の取り扱いを見直しました。</p> <p>なお、高山市民文化会館など公民館と同様の規定となっていた他の社会教育施設についても、利用者の利便性の向上と施設の有効利用を図るため、規則の一部改正により上記と同様の見直しを行いました。</p>
支所名	公民館名	申請日	許可日	調定日	納付日	使用日																
丹生川支所	丹生川公民館	5/9(月)	5/9(月)	6/1(水)	6/27(月)	5/11(水)																
荘川支所	荘川公民館	1/30(月)	1/30(月)	1/30(月)	2/1(水)	3/21(火)																